

新潟市教育委員会 令和6年4月 定例会会議録

日 時	令和6年4月 26 日(金) 午後3時 30 分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 日 久 義			
出席委員 (8名)	齋 藤 昭 彦	出席委員	神 林 むつみ	
	乙 川 千 香		小 見 直 樹	
	中津川 英 子		渡 部 雄 一 郎	
	畠 山 典 子	欠席委員		
	石 坂 学			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (8名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	渡 辺 和 則		
	施 設 課 長	石 川 淑 朗		
	学 校 人 事 課 長	山 本 郁 雄		
	学 校 支 援 課 長	三 條 貴 之		
	生 涯 学 習 推 進 課 長	山 口 穰		
	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 萬歳 真紀			

開会	時刻	午後3時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (8件)	議案第1号	第 27 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について
	議案第2号	第 36 期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第3号	令和 7 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	令和 7 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	令和 7 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第7号	令和 7 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第8号	令和 7 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
報告 (2件)	令和7年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について	
	坂井輪中学校の災害復旧について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

これより、新潟市教育委員会4月定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より、当委員会を撮影及び録音したい旨の申し出があります。これを許可することにご異議ないでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定いたします。

はじめに、報告があります。4月1日付で畠山典子委員を教育長職務代理者に指名いたしました。報告いたします。

それでは、議事に先立ちまして、あいさつをさせていただきます。

4月1日より教育委員会教育長を拝命いたしました、夏目久義と申します。近年の新型コロナウイルス感染症対応ですとか地震被害などを経まして、すべての世代の市民の心身ともに健やかな学びと、それを安全に行うことのできる環境の大切さを痛感しながら着任したところです。

社会が大変大きく急速に変化しており、未来の予測が大変困難な時代とされています。教育分野においても進めるべき多くのテーマがあります。いずれも教育委員会事務局、学校園だけで対応できるものばかりではありません。今まで以上に市長部局、そして地域の皆様と連携、議論しながら前進させていく必要があると思っています。また、本市の大きな方向性を示す教育ビジョンが最終年度を迎えます。新たな計画を策定する節目の年ともなります。子どもたちの学び、また、多世代、生涯にわたる学びなど、本市の教育をより向上、発展させていくために、全力で取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

皆様には、公私ともにご多忙な中、教育委員をお引き受けいただいております。心から感謝申し上げます。以上です。

それでは、同じく、4月1日よりご就任いただいております畠山職務代理者、そして小見委員、渡部委員の順で、一言お願いしたいと思います。

○畠山委員

皆様、こんにちは。4月1日付で教育長職務代理者を拝命いたしました畠山典子と申します。今、教育長がおっしゃいました、新潟市の教育、子どもたちや市民の皆様のための、より充実した取組みを推進していけるよう、職務代理者として励んでまいりたいと思います。また心を新たに、教育委員3年目となりましたが、取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小見委員

こんにちは。4月1日より教育委員を拝命いたしました小見直樹と申します。今後の新潟市の学校教育並びに生涯学習の拡充、充実に向けて尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部委員

皆さん、こんにちは。4月1日より教育委員を拝命いたしました、渡部雄一郎と申します。新潟市の子どもたちと新潟市民が明るい未来を自信を持って描けるように、そのようなよりよい教育へ向かって尽力していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。
 では、会議に入っております。

会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1「会議録署名委員の指名」です。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に中津川委員及び石坂委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長 次に、日程第2「付議事件」に入ります。議案第1号、第 27 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について、歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長 歴史文化課です。よろしくお願いいたします。
 付議1ページの議案第1号、第 27 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。文化財保護審議委員は、新潟市文化財保護条例第 12 条から第 14 条までの規定に基づいて委嘱しております。定数は 11 名、任期は2年です。現在の第 26 期委員の任期が令和6年5月 31 日までとなっております、次期第 27 期の委員の任期は、令和6年6月1日から令和8年5月 31 日までの2年間となっております。

 文化財ですが、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物など、ジャンルが非常に幅広くあるため、専門家による委員によって構成されています。委員候補の所属、専門分野、委員年数などは2ページの一覧表に記載してあります。同じく、2ページに第 27 期の委員としてお願いしたい方、それから3ページに現在の第 26 期の委員を記載しております。

 第 27 期ですが、11 名の内、名簿の2行目の伊野義博氏、それから、下から4行目の松岡誠一氏を新規に委嘱し、その他の方につきましては、第 26 期に委員をお務めいただいた9名に引き続き委員をお願いしたいと思います。

 説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。
 よろしいでしょうか。それでは、この議案第1号について、承認ということ
 でよろしいでしょうか。

 (異議なし)

 では、承認といたします。

 続いて、議案の第2号です。第 36 期新潟市社会教育委員の委嘱について、生涯学習推進課から説明いたします。

○生涯学習推進 生涯学習推進課です。よろしくお願いいたします。
課長

 それでは、付議の5ページをご覧ください。議案第2号、第 36 期新潟市社会教育委員の委嘱についてご説明させていただきます。

 ページをおめくりいただきまして、付議6ページをご覧ください。社会教育委員は社会教育法に定められておりまして、教育委員会が委嘱いたします。また、定数、任期等につきましては、新潟市社会教育委員に関する

条例に定められております。定員は11名とし、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、市内に住所を有する者の内から教育委員会が委嘱するという形で定められており、各分野で活動されている方を提案させていただいております。

委員候補の氏名、所属については、今見ていただいております一覧のとおりです。新規の委員につきましては、表の上から申し上げますと、今井岳さん、江口和美さん、下のほうに行きまして、羽賀万起子さん、そして、長谷川雅朗さんの4人で、ほかの7人の方は引き続き委員をお願いしたいと思っております。なお、男女比ですけれども、女性が6人、男性が5人の予定になっております。

委員の任期は令和6年5月2日から令和8年5月1日までの2年間となっております。

参考までに、付議7ページに、現在、第35期の現委員の名簿を掲載させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○畠山委員

ありがとうございました。ただいまの説明で、女性6人、男性5人ということで説明がありましたけれども、この委員等の男女比については、何か取り組みというか方針はありますか。

○生涯学習推進
課長

ご質問、ありがとうございます。新潟市では、新潟市附属機関等に関する指針というものがありまして、その中に委員の選任という欄があります。その指針の中に、女性委員の割合が45パーセント以上となるよう努めるものとするとなっており、今回は女性のほうが多いので、45パーセント以上に達しているという状況になっております。

○畠山委員

ありがとうございます。今おっしゃってくださったように、女性が50パーセント以上ということで、とても大切な取り組みだなと思いました。またよろしくお願いいたします。

○生涯学習推進
課長

よろしくお願いいたします。

○教育長

そのほか、ありませんか。

それでは、ないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第2号は承認といたします。

○生涯学習推進
課長

ありがとうございます。

○教育長

続いて、議案第3号から8号、教科用図書採択に関する基本方針については、関連がありますので一括して審議いたします。学校支援課からお願いいたします。

○学校支援課長

学校支援課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する

基本方針について、議案第3号から第8号まで、一括してご説明いたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、義務教育諸学校では4年間、同一の教科用図書を使用することとなっております。

小学校は令和5年度に令和6年度の教科用図書を採択し、令和9年度まで同一のものを採択、使用することになります。中学校は令和2年度に令和3年度の教科用図書を採択し、令和6年度まで同一のものを採択、使用しています。特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書、また、高等学校に関しては、毎年採択になっています。以上を踏まえて、令和7年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、説明をします。

付議9ページをご覧ください。小学校用教科用図書に関する基本方針についてです。小学校用教科用図書は、令和5年度に採択された令和6年度と同一の教科用図書を採択いたします。なお、国語に関しては、昨年度お伝えしていましたが、内容の構成上、2年間継続して使用しなければならない教科用図書があり、特定の学年においては、令和6年度に令和5年度の採択とは異なる教科用図書を使用していました。令和7年度はすべての学年で令和5年度に採択したものを採択し、使用することとなります。詳細につきましては、付議8ページの資料等をご覧くださいと思います。小学校用教科用図書については、以上です。

付議10ページをご覧ください。中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、中学校用教科用図書をすべての教科において採択を行います。2点目、教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にします。4点目、教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定します。中学校用教科用図書については、以上です。

付議11ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書に関する基本方針については、中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様となります。

付議12ページをご覧ください。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、一般図書の採択を行います。2点目、採択に関しては、無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択いたします。4点目、図書の採択は、審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については、以上です。

付議 13 ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第6号の規定によって、教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して教職員の意見や希望が反映されるようにします。2点目、校長にその学校に適する教科用図書を次の四つの項によって選定させ、その結果を尊重し、採択いたします。(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。(3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。高等学校用図書については、以上です。

付議 14 ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様です。

以上が、令和7年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針です。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお聞きます。

○神林委員

少しお聞きしたいのですけれども、学校用図書の選択に当たっては、審議委員がいらっしゃいますよね。そのときに、昨年度の国語の件でそうだったのですけれども、文部科学省からの指示があるまで、2年間継続しての使用の部分があるということ把握することができなかったのでしょうか。

○学校支援課長

それについては、指示が来ておりました。教科書の配備に当たる指示ということで、学務課に連絡が来ました。私たちもその情報を共有いたしましたし、審議委員会の前にはそういう情報がありましたが、その時点で2年間使用するというようなアナウンス、説明をさせていただくと、採択のところで、2年間継続するものを使わねばならないなどの意思が働いてしまう。そこで、私たちは採択が決定した後に、学校、また、皆様にお伝えするという経過を辿ると考えておりました。

○神林委員

そうだったのですか。では、私たちが知らなかっただけで、分かっていたのですね。

○学校支援課長

採択後には学校に通知を出して、そのような対応を取ってくださいというような、配備にかかわるものもありましたので、伝えておりました。

○神林委員

そうでしたか。分かりました。

それと、ここには政令で定める期間で4年とするとなっていますよね。これは5年になるということにはならないのですか。2、4、6年生が。

○学校支援課長

基本的には、法令上、4年で同一の教科書を採択するとなっているので、そこについては我々が関与できるものではないと考えております。

○神林委員

だから、5年になっても差し障りない。

- 学校支援課長 大丈夫です。
- 神林委員 分かりました。
それとも一つ聞きたいのですけれども、スイミーと宮沢賢治が、東京書籍と光村図書出版だと掲載の学年が違うのです。そういうことも考慮されたのでしょうか。それが少し引っかかっていたのです、ずっと。
- 学校支援課長 1年生でスイミーという教材を取り扱う場合と2年生で教材を取り扱う、東京書籍と光村図書出版で違うということですよ。
- 神林委員 そうです。
- 学校支援課長 今回の場合ですと、1年2年と継続して行いますので、光村図書出版の教科書を使っている子どもたちはスイミー1回です。東京書籍の場合も、今回は1年生で採択されていますから、1年生、2年生、今年、来年に向けて教材は1回しか取り扱わないということです。ですので、重複して同様の教材が取り扱われることはないということです。
- 神林委員 それで、選択のときに審議委員の人たちがそういうところをチェックされていたのかなというのが少し心配だったのです。
- 学校支援課長 審議委員会は調査部会等もありますが、そういったところで私たちが意見することはできませんけれども、そういったところに精通されている先生方が担当しておりますので、恐らくですが、スイミーという作品は今まで取り上げられてきましたので、そういったところは視点となって、どのタイミングでどの学年でやるのかということは認識したうえで調査研究を行っている、私たちは考えております。
- 神林委員 では、こちらのほうで採択したところでそこにまで思いがいかなかったのが少しいけなかったということですよ。私はそれがとても引っかかっていたのです。
- 学校支援課長 定例会の中での採択で、そのことについてということですよ。採択するに当たっても、皆様から学習、対応していただいたり、実際に教科書を手にとっていただいていますので、そういったおりにまた教育委員の皆様からご意見をいただければ、そういったところは考慮するような材料になってくるのではないかと思います。ぜひ、ご意見をいただきたいと思っております。
- 神林委員 一応、書いたつもりだったのですけれども、すみません。
- 学校支援課長 拝見しております。
- 教育長 ほかにありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第3号から8号について、承認ということよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、3号から8号、承認です。
- 学校支援課長 ありがとうございます。
- 第3 報告
- 教育長 次に、日程第3「報告」に入ります。はじめに、令和7年度新潟市立学校

教員採用選考検査の概要について、学校人事課からお願いします。

○学校人事課長 よろしくお願いいたします。学校人事課です。報告1ページになります。令和7年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について説明します。

今年度の新潟市立学校教員採用選考検査の基本方針は、お示したとおりです。この方針に基づきまして、今年度も厳正な採用業務を行います。

以降は、特に昨年度検査から大きく変更になった箇所を中心に説明いたします。資料では赤字になっている箇所です。

2番、日程・会場です。願書交付・受付期間は4月 11 日木曜日から5月9日木曜日までです。例年よりも 10 日ほど早くなっております。6月 16 日に小学校教諭6月検査を明鏡高等学校で実施いたします。7月7日の第1次検査には、大学3年生が小学校教諭に出願できます。なお、小学校教諭6月検査の結果は6月 28 日に通知します。小学校教諭6月検査に合格した場合は、7月7日の第1次検査が免除され、第2次検査を受検できます。

3、採用予定者数です。括弧内は昨年度実施の受検案内での公告数で、米印は実際の合格者数です。赤字になっている採用予定者数ですが、すべての種別で前年よりも多くなっております。今年度初の欠員校数の増加、それから加配教員の十分な配置、特別支援学級や特別支援学校の学級数の増加を考慮したためです。実際の採用者数は、9月時点でのさまざまな状況を踏まえ決定しますので、この数から前後することがあります。なお、過去3年間の受検者数、公告数、合格者数の推移を載せてあります。ご覧ください。

4、優秀な人材確保のためにです。(1)従来の内容・方法に加えて、小学校教諭において小学校教諭6月検査と大学3年生受検を実施します。(2)中学校教諭・高等学校教諭共通の音楽、美術、家庭に出願する者については、中学校教諭普通免許状のみでも可能としました。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○中津川委員 お願いします。優秀な人材確保ということで、毎年さまざまな工夫を凝らされ努力をなさっていることに感謝申し上げたいと思います。今年も新たな取組みをいろいろ実施されることになるわけですが、大学3年生の受検が可能になるということで、大学3年生は第1次検査で合格した後は、しばらく、来年度の2次検査を受けるまで少し期間があるということになりますよね。その間、何とか新潟市から逃げないようなフォローといえますか、その辺、何かアクション等はお考えでいらっしやいませんか。

○学校人事課長 各大学等についてはガイダンス等を行ってございまして、教員の仕事ですとか魅力ですとか、そういったことについては毎年アピールしておりますので、そういう公告は継続していきたいと思っております。

○中津川委員 アピールということで、こちらのリーフレットにも若手の教員のやりがい等の声を載せていただいたりということで、いろいろPRに努めていらっしゃるかと。また、本日の報道では、文部科学省のほうで今度は来年5月実施というようなことも、これから通知があるのではということも言われておりますので、また新たな対応も必要になってくるかと思っておりますので、よろしくお願いします。先生になろうというやりがい、そういったことを伝えることも大事ですが、やはり、働き方改革、今年から第4次計画も進められますので、そういったところも。どんどん働き方改革も推進していただくことが重要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○学校人事課長 ありがとうございます。

○畠山委員 2点ほどお願いします。まず、1点目ですが、今ほど中津川委員の意見に関係してですが、文部科学省から来年度はもう1か月ほど早まる方向でいう新聞記事がありましたけれども、大学等との連携ですか、教育実習等、いろいろ変更していかなければならないという状況だと思うのですが、その辺の大学との連携についてはどのようになっているのか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

もう1点なのですが、3番の採用予定者数です。それから過去3年間の推移ですが、男女別の人数について、今すべてお聞きするとこの場ではなかなか大変かと思うのですが、おおよそでよろしいのですが、男女の人数がどのようになっているかをお聞かせいただきたいと思っておりますし、数値を示すときには男女別で示していただくと分かりやすくありがたいと思っております。お願いします。

○学校人事課長 1点目です。大学との連携ですけれども、本日、報道等でも来年5月からという文部科学省の話がありましたけれども、今の段階では、来年度については即答できないところではあります。今年度、また新たに実施するものもありますので、今年度実施したのものも踏まえて、今後の状況を見ながら、大学とはまた情報交換して連携を図っていきたくと思っています。

2点目の予定者数につきましては、男女につきましては、校種によって、また教科によってもばらつきはあるかと思っておりますので、一概に何人、どちらが多いとかということはいえないと思っておりますけれども、特に小学校では男性、女性とバランスよく採用されているととらえています。

今後、男女を示してというところですが、また検討してお示しできる場所はお示ししていきたいと思っております。

○畠山委員 ありがとうございます。大学と連携して取り組んでいらっしゃると思っておりますし、またお願いしたいと思います。それから、男女別についてもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○神林委員 もう受付が始まっていますよね。昨年と比べて志願者数はどのようなようすなのでしょうか。

○学校人事課長 今はまだ途中ですので、ここでは少し明らかにはできないところがあります。

- 神林委員 心配することはないですか。
- 学校人事課長 まだ途中ですので、ここで安易に大丈夫ですともお答えできません。申し訳ありません。申し込みは順調に始まってはおります。
- 教育長 では、その辺はお示しできるタイミングでということで。
- 学校人事課長 はい。またご報告させていただきたいと思います。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- よろしいでしょうか。では、この件を終えたいと思います。
- 続いて、坂井輪中学校の災害復旧につきましては、確定しない要素もありますので、非公開にしたいと思います。ご異議ありませんか。
- (異議なし)
- では、公開案件終了後に非公開案件として再開して報告いたします。

第4 次回日程

- 教育長 続いて、日程第4「次回日程」について、教育総務課からお願いいたします。
- 教育総務課長 5月の定例会です。5月30日木曜日、時間は午後3時30分を予定しております。よろしくお願いいたします。

第5 公開終了

- 教育長 以上で、公開案件を終了とします。
- これより、定例会を非公開といたします。傍聴人及び報道の方はご退席をお願いいたします。

第6 定例会(非公開) 報告

第7 閉会

- 教育長 以上で定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

申津川 英子

署名委員

石坂 学